

副籍制度を知っていますか



1 副籍制度とは

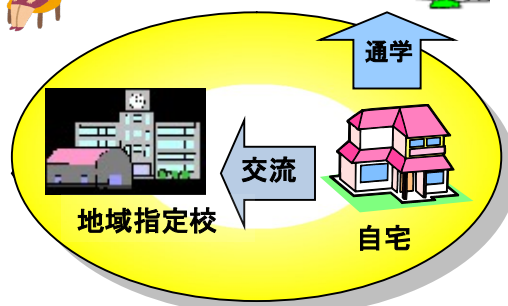
副籍制度とは、特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校（通常の学級）に副次的な籍（副籍）もち、交流を通じて、居住する地域とのつながりを維持・継続するための制度です。

2 副籍制度が目指すもの

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子供である」という理念を関係者で共有することや、地域の中で児童・生徒同士がお互いを認め合い、尊重する経験をととして相互理解が進み「豊かな心」をはぐくむことが期待されます。



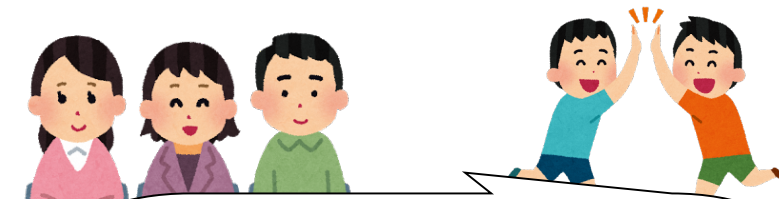
都立特別支援学校
(在籍校)



3 副籍の対象及び交流する学校

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒全員が対象となります。地域指定校（一副籍校）決定は日野市教育委員会が行います。（特別な事情で地域以外の学校を希望する場合や、副籍をもつことを辞退される場合は、市教育委員会及び特別支援学校に相談してください。）

4 実施した保護者の声



【 間接的な交流を実施して 】

・小学校に親子で学校だよりを届けに行っています。

交流校の展覧会には娘の作品を展示してもらいました。会場で、その小学校の男児が自分の母と父に「この絵はね、交流で来ているAさんの作品なんだ。すごいでしょ。」と紹介しているのを見て、とても温かい気持ちになりました。

【 直接的な交流を実施して 】

・「書道」に参加しました。副籍校の先生は息子の机で手本を示してくださいました。「ゆめ」と書きました。作品を掲示して頂き、鑑賞の時間は子供同士で見て回ることができました。仲良くなれてうれしいです。

【 直接的な交流を実施して 】

・子供のことを理解してくれるか心配でしたが、交流前に特別支援学校の先生が学校紹介の出前授業を行ってくださったので、交流初日から「Aさん待ってたよ！」と出迎えてくれて、受け入れがスムーズで安心しました。



5 副籍の内容は 3種類（いずれかを選びます）

① 直接的な交流 地域指定校の行事又は授業などに参加する参加型交流



- ◆ 小・中学校の通常の学級との交流です。
- ◆ 保護者の方の引率のもとで授業や行事に参加します。
- ◆ 「無理なく、できるところから、少しずつ」
お互いの学校と児童・生徒の状況を踏まえ実現可能な範囲を見定めて計画、実施します。
- ◆ 回数：多くは学期に1回～年に数回、交流しています。
- ◆ 学校便り、行事案内を交換や展覧会への出品などは間接的な交流と同様に進めます。

【交流例】

- ・ 行事など：運動会（体育祭）・学習発表会(文化祭)・お祭りなど 行事への部分参加や見学
全校朝礼・集会・朝の会・帰りの会・給食・掃除・生徒会・部活動等への一部参加
- ・ 授業：国語・音楽・理科・図工・体育・クラブ活動・学級活動・お楽しみ会等への参加

- ☆ 交流開始前に特別支援学校の先生が地域指定校への出前授業「障害理解啓発授業」を行うことができます。
- ☆ 直接的な交流を行う児童・生徒の交通費は就学奨励費の対象となり、要件を満たした場合、ケースに応じて支払われます。

② 間接的な交流 学校便り、行事案内のやりとりが中心の交流



- ◆ 学校便りや学校行事の案内を交換
- ◆ 地域指定校の展覧会などに出品 他

【やりとりの方法】

- ・ 親子で定期的に学校便りを受け取りに行く（渡す）
- ・ 地域指定校の児童・生徒が自宅に届ける
- ・ その他の方法(学校同士の郵便＝交換便を利用 など)

③ 副次的な籍のみ置く

- ◆ 地域の学校に副次的な籍は置きますが、交流は行いません。



- ◇ 地域指定校の決定については、こちらまでお問い合わせください。
日野市教育委員会 発達・教育支援課 Tel042-589-8877（エール内）
学校課 Tel042-514-8719
- ◇ 交流の具体的内容については、入学後こちらまでお問い合わせください。
七生特別支援学校 Tel042-591-1095
八王子東特別支援学校 Tel042-646-8120
～他、入学先の各特別支援学校まで～